

令和6年2月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

他行庫 ATM でのキャッシュカード引出し等制限についてのお知らせ

平素は豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「還付金詐欺」や「カードすり替え詐欺」等の特殊詐欺被害の対策として、一定条件に該当されたお客様のキャッシュカードのご利用を一部制限させていただいておりましたが、特殊詐欺被害の対策を一段と強化するため、下記の通り制限内容を追加させていただきます。

対象となるお客様におかれましては、ご不便をおかけしますが、大切なご預金を犯罪から守るための対策となりますので、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 対象となるお客様及び限度額

65歳以上のお客様のうち、当金庫以外のATM*で過去1年間以上引出し等がない口座のお客様について、当金庫以外のATMでの1日あたりの引出し等限度額**を10万円に設定させていただきます。

* 「当金庫以外のATM」には、コンビニATMを含みます。

**「引出し等限度額」とは、現金出金、振込・振替の利用可能上限額をいいます。

2. 開始時期

令和6年4月

上記のお客様が他行庫ATMでのキャッシュカードによるお引出し限度額の引上げを希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へ本人確認書類、キャッシュカードをご持参のうえお申し出ください。

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

以上